

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2952号)

令和4年9月15日

横 情 審 答 申 第 2952 号  
令 和 4 年 9 月 15 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

平成31年3月15日教人児第2168号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「調査資料一式（資料57）関係児童側スケジュール説明1（特定年月日1）  
（資料58）関係児童側スケジュール説明2（特定年月日2）（資料64）関係  
児童側スケジュール説明5（特定年月日3）（資料67）関係児童側資料手交  
1（特定年月日4）（資料68）関係児童側資料手交2（特定年月日4）」ほ  
か35件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「調査資料一式（資料57）関係児童側スケジュール説明1（特定年月日1）（資料58）関係児童側スケジュール説明2（特定年月日2）（資料64）関係児童側スケジュール説明5（特定年月日3）（資料67）関係児童側資料手交1（特定年月日4）（資料68）関係児童側資料手交2（特定年月日4）」ほか35件の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年11月15日付で行った別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由及び文書特定に関する説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号、第5号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第22条第3号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、別表1の個人情報1-1から個人情報10まで、個人情報12、個人情報19から個人情報21まで、個人情報24-1から個人情報25-2まで、個人情報27、個人情報28、個人情報31及び個人情報32に記載された氏名や氏名の一部、文字や記号、続柄等を使用して開示請求者本人以外の特定の個人を示す記述については、特定の個人が識別されるおそれがあるため条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

イ 個人情報1-1から個人情報11-8まで、個人情報13、個人情報21から個人情報32まで及び個人情報36に記載された開示請求者本人以外の特定の個人が作成し、又は記載した文書の内容や電話、対話による発言の内容は、本人開示請求者以外の個人の見解や主張等の内心に密接に結びついた内容が記載されており、本人開

示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

ウ 個人情報1-1から個人情報2-5までに記載された実施機関が本人開示請求者以外の出席者の質疑又は要望等に応じた内容については、開示することにより、相手方である出席者の質疑・要望等の内容が明らかになり、なお本人開示請求者以外の個人である相手方の出席者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

エ 個人情報3及び個人情報9に記載された実施機関が本人開示請求者以外の面談者の発言内容に応じた内容や申出者からの申出内容に応じた回答については、本人開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、相手方との面談内容や申出内容が明らかになり、なお本人開示請求者以外の個人である相手方の面談者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

オ 個人情報9に記載された議員の氏名については、開示することにより、本人開示請求者以外の個人がどの議員に相談をしたのかが判明するため、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

カ 個人情報9に記載された実施機関の所見・判断として、児童等の評価の具体的内容は、開示することにより、その児童の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

キ アからカまでに挙げた非開示部分に開示請求者本人の法定代理人の個人に関する情報や、開示請求者本人にとって既知の個人に関する情報（開示請求者本人の情報を除く。）が記載されていたとしても、これらは条例第22条第3号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

ク 条例第22条第3号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、当該情報を非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益と開示請求者本人に開示する利益を比較衡量して判断する必要がある。

この点、いじめは、一定の人的関係にある児童生徒の間で生じるものであり、

その具体的内容は、当該行為を受けた側の情報であると同時に当該行為を行った側の情報でもあるため、本件保有個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、調査に関わる児童生徒全員の権利利益について、慎重に判断する必要がある。

本件対象保有個人情報は、いじめ事案に関わる開示請求者本人以外の個人を特定するおそれがあり、また、特定の個人を識別することができない個人情報であったとしても、自己の内面を率直に吐露したもの等、開示することにより、なお、当該調査に関わる児童生徒の健全な発育に影響を与える可能性があるといった点で個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、当該情報を開示することにより保護される審査請求人の生命、健康、生活等の利益と開示しないことにより保護される本人開示請求者以外の個人の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとまではいえない。

したがって条例第22条第3号ただし書イには該当しない。

ケ ウ及びエについては、実施機関の公務員の職務遂行の内容に係る情報としてではなく、相手方である出席者の質疑・要望、面談者の発言内容、申出者の申出内容等に応じたものであって、開示することによりその内容が明らかになり、相手方の権利利益を害するおそれがあるものから、相手方の個人情報と判断しているため、条例第22条第3号ただし書ウには該当しない。

(2) 条例第22条第5号の該当性について

代理人弁護士印の印影については、弁護士が契約等に使用する印の印影であり、財産管理のための意思決定が行われる際に使用されるものである。

したがって、個人情報31から個人情報33-4までについては、当該印影を開示することにより、偽造され、財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、弁護士印の印影については、条例第22条第5号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号は、市の機関等が行う全ての事務又は事業を対象としており、アからオまでの事務又は事業の支障は、例示となる。本件文書で条例第22条第7号を理由として非開示にした部分は、例示として示されているアからオまでではなく、本文中の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報として非開示にしている。

イ 個人情報3、個人情報7、個人情報9、個人情報10及び個人情報34-1から個人情報34-4までに記載された関係機関との連携内容、情報共有内容、関係機関

担当者氏名、関係機関との具体的なやり取りの内容、また個人情報9並びに個人情報34-1から個人情報34-4までに記載された一部の関係機関名は、関係機関との相互の信頼関係に基づき、関係機関が保有している情報について、協力を得て収集したものである。

これらの情報は、開示を前提とせずに関係機関から収集している。このため、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において関係機関に対して連携・情報共有を求めても十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非示開とした。

ウ 個人情報4のアンケートの具体的な回答内容部分、個人情報9に記載されたアンケートの内容及び個人情報36の全体の記載については、いじめのアンケートの内容が具体的に記載されているが、いじめ事案に係るアンケートは、公表することを告知して行くと児童生徒が真実の回答にためらうことも想定されるため、教師が事前に外部に公表しない旨の説明を行い、児童生徒はその説明を信頼して回答している。このため、アンケートの具体的な回答内容を開示すると、今後、同種の調査において、調査に応じなくなるなどが想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど調査審議に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

エ 個人情報5の具体的な申出内容、聞き取りの具体的な内容、面談内容、電話連絡内容、個人情報6の聞き取りの具体的な内容、電話連絡内容、関係児童保護者の発言内容、当該児童保護者の発言内容、関係児童の具体的な行動、関係児童の具体的な状況、個人情報7の聞き取りの具体的な内容、面談内容、電話連絡内容、申出内容、児童の発言内容、メモの内容、個人情報8の聞き取りの具体的な内容、話合いの具体的な内容、個人情報9の面談内容、聞き取りの具体的な内容、個人情報10の聞き取りの具体的な内容及び個人情報11-1から個人情報11-3までについては、申出内容、聞き取り内容、面談内容、電話連絡内容等が具体的に記載されているが、相手方が率直に内面を述べることができるように、その取扱いには十分留意する必要がある。これらを開示すると、今後、同種の調査において、率直に内面を述べることをためらい、調査に応じなくなるなどが想定される。その結果、事案の正確な把握ができなくなるなど調査審議に支障を及ぼすおそれがある。また、これらを開示すると、今後、いじめ事案が発生した場合に、いじめ事案に係る個人の発言や行動等が明らかになることをおそれて、関係者が学校へ相

談することをためらうことなどが想定される。その結果、学校に十分な情報が寄せられなくなり、いじめの防止・早期発見・早期対応に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、本号に該当し、非開示とした。

オ 個人情報6、個人情報7、個人情報9及び個人情報10に記載された学校の所見、児童への指導の具体的な方針・内容、学校教育事務所の所見、学校教育事務所と学校の打ち合わせの具体的な内容については、その内容を明らかにすると、児童等との関係性に影響を与え、今後の児童等への指導・支援に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

カ 個人情報7に記載された専門家の所見については、児童、保護者に対する率直な専門家としての見立て、児童への指導内容・方針等が具体的に記載されている。これらの情報は公表を前提とせずに専門家から協力を得たものであり、その所見を明らかにすることによって、専門家との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査や支援等に十分な協力を得られなくなるなど支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

キ 個人情報9及び個人情報12に記載された代表番号以外の関係機関電話番号、内線番号は、組織内部で限られた関係者との連絡に使用されており、電話番号を開示した場合には、電話番号が流通し、いたずらや偽計に使用されるなどにより、本来の業務の円滑な遂行に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ク 個人情報13の非開示部分の中には、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議における実施機関職員の発言内容が含まれる。会議では、実施機関職員は、主に専門委員会の委員の質問に対して回答する形で発言しており、回答内容を開示すると、非開示としている委員の発言内容が明らかになってしまう。また、発言内容には、関係機関から得られた情報、児童等に対する評価等が含まれており、これらを開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において十分な協力を得られなくなるおそれや、児童等との関係性に影響を与え、今後の児童等への指導・支援に支障が生じるおそれ等があるため、本号に該当し、非開示とした。

ケ 個人情報13の非開示部分の中には、専門委員会の会議録の委員氏名及び委員の発言内容が記載されている。専門委員会の会議では、同一案件について何度も議論を重ねながら審議しているが、時には事実確認が不十分な段階で議論を行うこ

とや、様々な分野の専門家からの意見により論議の内容が変遷していくこともある。議論の内容や変遷の経緯は、不確定で流動的な情報であり、そのような情報を開示することにより、誤った認識がなされたり、専門委員会の調査や報告書の公正さ、信頼性がいたずらに損なわれ、今後の同種の調査に支障が生じ、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、委員の意見や見解が開示されることにより、一方的な非難等がされるおそれがあり、非難等をおそれた個々の委員が意見を差し控えることとなり、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、本号に該当し、非開示とした。

コ 個人情報14から個人情報18までは、策定途中の段階にある、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に係る重大事態の調査報告（答申）の案である。同条同項に係る重大事態の調査報告（答申）は、聞き取り等の調査と様々な分野の専門家による専門委員会での議論を重ね、何度も推敲を行いながら作成している。このため、時には事実確認が不十分な段階で議論を行うこともあり、また、様々な分野の専門家からの意見により議論の内容が変遷していくこともある。議論の内容や変遷といった策定経過は、不確定で流動的な情報であり、そのような情報を開示することにより、誤った認識がなされ、専門委員会の調査や報告書の公正さ、信頼性がいたずらに損なわれ、今後の同種の調査へ支障が生じ、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

サ 個人情報35に記載された携帯電話番号は、調査において、市役所内部の関係者や外部の関係者など限られた者との連絡のために記録したものである。電話番号を開示した場合には、電話番号が流通し、いたずらや偽計に使用されるなどにより、本来の業務の円滑な遂行に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

#### (4) 文書の特定について

法第28条第1項に基づく調査（以下「いじめ重大事態調査」という。）の開始にあたって、学校や学校教育事務所の保有する当該案件に関する文書を収集して、調査資料を作成した。また、いじめ重大事態調査を開始する際の意味決定文書や専門委員会に関する資料等も特定して開示を行っており、他に文書は存在しない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 個人情報 1-1 から個人情報 1-5 まで及び個人情報 2-1 から個人情報 2-5 まで
  - ア 本件イジメの関係児童は、特定個人A、特定個人B、特定個人Cであり、それぞれの父母は、特定個人D、特定個人E、特定個人F、特定個人G、特定個人H、特定個人Iである。また、特定個人A、D及びEの家族の代理人弁護士は、特定弁護士J及び特定弁護士Kであり、以上の情報は審査請求人に既知の情報である。さらに、同弁護士兩名の職印が押印された書類を審査請求人は保有している。

したがって、上記氏名等は全て、審査請求人には既知の事実であり、条例第22条第3号アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
  - イ 当該文書は、審査請求人を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人が同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、同条同号ただし書イに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
  - ウ 教育委員会事務局の回答のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報は、同条同号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
- (2) 個人情報 3 から個人情報13まで
  - ア 条例第22条第3号
    - (ア) 審査請求人に既知の事実（審査請求人側が提出した文書を含む。）は、本号ただし書アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
    - (イ) (1)イと同様の主張である。
    - (ウ) 当該文書のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報は、本号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
  - イ 条例第22条第7号
    - (ア) 個人情報の開示を受ける権利（憲法第21条第1項が保障する知る権利）は重要な人権であり、個人情報は原則開示されるものである。
    - (イ) 「公表することを前提としていないこと」は非開示理由とならない。行政庁が保有する個人情報のほとんど全ての文書は公表することを前提としていない。
    - (ウ) 当該文書は、条例第22条第7号アからオまでに該当しない。

(エ) 本号該当性については、 前述のと通りの厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、全て抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない（信頼関係が破壊されたり、いたずらな架電がされる蓋然性はない。専門委員会の委員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号）が非難をおそれて発言しなくなる蓋然性もない。もしそうならその人物は専門家でもないし、専門委員として相応しくない。そのような人物は選任されていない。）から、原処分庁の処分は違法である。

(3) 個人情報14から個人情報18まで

ア (2)イ(ア)及び(ウ)と同様の主張である。

イ 当該文書は、後に審査請求人及び関係児童らに開示される文書の策定過程に関するものであり、開示・公表されることを前提とした文書の一部であるといえる。

ウ 条例第22条第7号該当性については、 前述のと通りの厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、全て抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない。

「策定過程の内容を開示することにより、委員会の調査や公正さや信頼性が損なわれ、今後の同種の調査への信頼性が損なわれるおそれが生じ、委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」との理由は、正に単なる抽象的なおそれの指摘である。

専門委員会の委員らは、当該文書を読んだ者が調査の信頼性を損なうような発言しかしていないのだろうか。適正に調査が行われているのであれば、逆に当該文書を開示した方が、調査への信頼性に繋がるだろう。

当該文書が、後に審査請求人及び関係児童らに開示される文書の策定過程に関するものであり、開示・公表されることを前提とした文書の一部であるといえることも考慮すると、原処分庁のいう「信頼性を損なうおそれ」は、事務が適正に遂行できない「客観的なおそれ」「実質的な支障」「支障が生じる蓋然性」には到底当たらないから、本件処分は違法である。

(4) 個人情報19から個人情報30まで

ア 審査請求人に既知の事実（審査請求人側が提出した文書を含む。）は、条例第22条第3号アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ (1)イ及び(2)ア(ウ)と同様の主張である。

(5) 個人情報31及び個人情報32

ア 条例第22条第3号

(ア) 審査請求人に既知の事実（特定弁護士J及び特定弁護士K等の氏名、主張内容）は、条例第22条第3号アに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(イ) (1)イ及び(2)ア(ウ)と同様の主張である。

(ウ) 特定個人A、D及びEの家族代理人の主張は、特定個人A、D及びEの家族代理人から審査請求人に送付された文書（審査請求書に添付）等により、審査請求人に伝わっており、当該文書を開示したところで、個人の権利利益を害さない。

よって、当該文書は条例22条第3号本文には該当せず、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 条例第22条第5号

特定個人A、D及びEの家族代理人の印影は、特定個人A、D及びEの家族代理人から審査請求人に送付された文書等により審査請求人に開示済みであるし、代理人弁護士の職印は、同人らの業務遂行に関連するあらゆる書類に押印されているものであり、当該文書を開示したところで、何らの財産権も侵害されない。

よって、当該文書は条例第22条第5号には該当せず、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(6) 個人情報33-1から個人情報33-4まで

(5)イと同様の主張である。

(7) 個人情報34-1から個人情報34-4まで

ア (2)イ(ア)及び(ウ)と同様の主張である。

イ 「開示することを前提としていないこと」は非開示理由とならない。行政庁が保有する個人情報のほとんど全ての文書は開示することを前提としていない。

ウ 条例第22条第7号該当性については、前述のとおり厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、関係機関との信頼関係が破壊される蓋然性はないから、本件処分は違法である。

(8) 個人情報35

条例第22条第7号該当性については、前述のと通りの厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない（当該携帯電話にいたずらに架電する者がいることの蓋然性はない。）から、本件処分は違法である。

(9) 個人情報36

ア 条例第22条第3号

(1)イ、(2)ア(ア)及び(イ)と同様の主張である。

イ 条例第22条第7号

条例第22条第7号該当性については、前述のと通りの厳格な基準に基づいて判断されるべきであり、原処分庁が付記した理由は、抽象的にその支障を指摘するものにすぎず、当該文書を開示したところで、原処分庁の事務に支障が生じる蓋然性はない（小学生が公表を怖れてアンケートに答えなくなる蓋然性はない。アンケートを書く際に、公表されるか否か等まで考える小学生は皆無である。）から、本件処分は違法である。

(10) その他

ア 事実上の非開示決定

本件本人開示請求に関しては、「個人情報非開示決定通知書」に記載されず、事実上非開示とされている文書が多数あるものと思われる。

それらの文書は、全て非開示事由に該当しないから、開示されるべきであり、それらの文書を開示しない本件処分は違法である。

イ 不作為の違法

本件本人開示請求について、何らの決定もなく、事実上非開示とされている文書全てについては、不作為庁に不作為の違法があるので、本書面をもって、対象文書全てを開示するよう求める。

ウ 条例第22条第3号ただし書ア該当性

審査請求人は、いじめ被害当時小学生であり、現在中学生である。審査請求人は、当時も現在もその法律行為・事実行為その他学校生活上、社会生活上の活動全てにおいて、法定代理人の庇護下で、法定代理人の判断・助言に依存して活動している。同年代の児童・生徒も同様である。

したがって、審査請求人の活動は、全て法定代理人が知ることになるし、法定

代理人の活動のうち審査請求人の学校生活に関する活動は、全て審査請求人が知ることになる。通常、法定代理人が学校に提出する文書は、児童・生徒本人にも見せるものである。

これは、どの家庭でも同様であり、学校生活に関する法定代理人が作成した文書は、事実上の慣行により審査請求人が知ることになる文書である。

以上のとおり、審査請求書における本号ただし書ア該当性の主張をしている文書の内容は、全て事実上の慣習により審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている。

#### エ 条例第22条第3号ただし書イ該当性

本件については、いじめの加害児童、被害児童の全員が、既に当該小学校を卒業しているし、実施機関・関係機関・専門委員会の本件いじめに関する業務は終了しており、もはや審査請求人が関係機関に支援を求める意思もその必要もなく、信頼関係が損なわれるか否かは問題とならない。

また、審査請求人及びその法定代理人は、特定市に居住しており、横浜市及び横浜市教育委員会とは全く関係がなくなっており、審査請求人らと実施機関との信頼関係も問題とならない。

さらに、当該文書を開示したところで、当時の児童らの健全な発育に支障は生じない。

他方、審査請求人が同種いじめに遭うことを防止するという利益は非常に大きく、当該文書の開示を受け、それを精査することが同種の被害防止に資するものである。

したがって、当該文書開示により得られる審査請求人の利益と弊害を比較衡量すると、前者の利益の方がはるかに大きい。

#### オ 条例第22条第5号該当性

特定個人A、D及びEの家族代理人の印影について、実施機関は、「財産権」の解釈を明らかに誤っているし、「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」さえ遵守していない。

よって、当該文書は本号には該当せず、非開示情報に当たらないから、処分は違法である。

## 5 審査会の判断

### (1) いじめ重大事態調査に係る事務について

横浜市では、法第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態が認められた場合には、学校又は教育委員会がいじめ重大事態調査を行っている。

教育委員会が調査主体となった場合には、専門委員会が、いじめ重大事態調査を行い、（再発防止策を含む）調査結果を教育委員会に答申する。専門委員会は、法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された教育委員会の附属機関である。

いじめ重大事態調査については、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定）」を策定しており、専門委員会のような調査組織は「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成」されるものとされている。さらに同ガイドラインにはその構成員は「専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について」参加を図るよう努めるものとすることが記載されている。

法第28条第2項には、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し」適切に情報提供する旨が規定されている。このため、専門委員会の調査の過程では、随時当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供が行われ、また横浜市では、調査結果や再発防止策がまとめられた調査報告書については当該調査に係るいじめを受けた児童等に全文が提供されている。

専門委員会からの意見具申等を踏まえ、教育委員会は市長に調査結果を報告する。

教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課（以下「人権教育・児童生徒課」という。）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の調査の調整や当該調査に係るいじめを受けた児童等への情報提供といった事務の調整を担っている。また、会議録及び配付資料といった行政文書についても同課が作成し、保有している。

## (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、人権教育・児童生徒課において保有している審査請求人に関するいじめ重大事態調査の資料である。専門委員会の会議の議事録である個人情報13及び専門委員会の審議において検討された答申案である個人情報14から個人情報18まで、その他専門委員会における審議資料として収集又は作成された個人情報1-1から個人情報12まで及び個人情報19から個人情報36までの文書で構成されている。非開示部分については、文書ごとに列挙することが困難であるた

め、当審査会において非開示情報を別表2のとおり分類した。なお、個人情報33-1から個人情報33-4までについては、審査請求人から開示を求められていないと判断した。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報2について

当審査会が見分したところ、非開示情報2は、いじめ事案に係るアンケートで回答者が直筆により具体的に記載した文書及びその内容の一部を転記した文書であることが認められた。

これらの情報は、実施機関が「教師が外部に公表しない」と事前に説明を付して児童にアンケートへの回答を依頼したことから、個々の回答内容が記載されている本件保有個人情報を公開しないことを実施機関が約束したものと回答者が信頼したため、得られたものと解される。

いじめ事案に係る正確な事実を把握するためには、児童の協力が必要不可欠であって、それは学校との信頼関係があって得られるものである。回答内容が開示されると、児童と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後実施機関が行う同種の調査依頼に対して児童の協力が得られず、いじめ事案における正確な事実を把握することができなくなり、調査事務に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張を否定することはできない。したがって、非開示情報2は、本号本文に該当する。

ウ 非開示情報4について

実施機関の職員に対する聞き取りの逐語録を開示することがどのような支障を及ぼすおそれがあるのかについて、令和3年11月15日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

「聞き取りについては、任意の協力を求めざるを得ず、また、周辺事情も含めて率直で忌憚ない意見の聴取を行うには非開示を前提とせざるを得ないと考えられる。よって、聞き取り内容を開示すると、調査の事務に支障が生じる。」

当審査会が見分したところ、非開示情報4には、専門委員会の委員が実施機関の職員に対し行った質問、本件事案や本件事案に関する申立てを受けての学校や南部学校教育事務所の対応について聞き取りを受けた実施機関の職員が見聞きした内容、聞き取りを受けた実施機関の職員の見解が記載されていた。また、専門委員会の委員が行った質問の内容は、実施機関の説明にあったように聞き取りを受けた実施機関の職員が本件事案や本件事案に関する申立てを受けて対応する中で、組織としてではなく個人として見聞きしたこと、感じた内容の説明を求めるものであった。

聞き取り調査というのは、公にならないことを前提に実施するのが一般的であると認められる。このような聞き取りの内容が本人に開示されるとすれば、今後同種の聞き取りを行う際に実施機関の職員が、いじめ事案に直接関係があるか分からないが気になったエピソード、児童・保護者や実施機関の職員と接する中で感じた印象を率直に述べることをちゅうちょする可能性は否定できない。専門委員会が行う客観的な事実認定や再発防止策の検討において、このような情報が審議の方向性を左右する可能性が十分にある。したがって、非開示情報4は、本号本文に該当する。

#### エ 非開示情報6について

前記(1)の事務の内容を踏まえると、会議の場では、いじめ事案の人間関係・利害関係について、各委員が公平中立な立場で発言することが当然要請されるが、その発言の視点は各々の専門分野や経験分野に基づいたものになることが期待されていると言える。そのような専門や経験に基づいた発言は、必ずしも専門委員会の最終的な報告書の内容と同様のものになるわけではなく、それらの意見を踏まえて議論され、調査された内容が客観的な事実認定や提言として形成され、報告書にまとめられるものである。専門委員会の委員が各々の率直な疑問や意見を述べ、闊達な議論を行うことが適正な事務の遂行にとって重要な要素であると言える。

また、いじめ重大事態調査について、実施機関は報告書に寄せられる関係者や社会一般の関心に応え、再発防止策を広げるために、公表版報告書を作成するためのガイドラインを策定して、公表版報告書によって一定の情報提供を図っている。

非開示情報6が記載された会議録である保有個人情報13や別に開示又は一部

開示された会議資料では、当該会議当日に提供された資料の文書名が記載され、本人に開示されている。発言した委員の氏名を開示すると、どの委員がどの資料の議論においてどれだけ発言したのか、どの委員とどの委員の議論が長く続いているのか、どの委員がどの議論において発言しなかったのかといった様子を推測させることになる。

横浜市の附属機関の委員は氏名だけではなく、その主な職や専門分野を公表しており、これらの情報から職場等の連絡先が特定可能な場合も散見される。このため誰かが委員に対し何らかの働きかけを行おうとした場合、委員の専門委員会以外の職務や生活に対して何かしら影響を与えることは考えうる。また、不正確な憶測によって、作成した報告書の信頼性が損なわれ再発防止策の実施に支障を及ぼす可能性も否定できない。したがって、非開示情報6のうち発言した委員の氏名については、本号本文に該当する。

当審査会が見分したところ、非開示情報6のうち、発言内容の部分には、審査請求人以外の本件事案関係者の個人に関する情報や、開示しないことを前提として収集された情報、専門分野や経験に基づき様々な仮定や推測を置いて意見を述べ、反論した内容が発言として記載されていた。これらを本人に開示すると、発言の内容や委員の公表されている専門分野等の情報から、発言した委員を特定させ、闊達な議論を阻害するおそれが認められるほか、今後の同種の調査の際、関係者から積極的な協力を得られなくなるおそれがあると認められた。このためこれらの発言内容については、本号本文に該当する。

また、非開示情報6のうち、実施機関の職員の発言については、当該発言の前に発言された委員の意見を受けて、専門委員会の事務局業務を担う職員が応答、説明している内容であり、これらを開示すると、委員の発言内容を推測させ、発言した委員を特定するおそれがあると認められる。そうすると、専門委員会の委員が各々の率直な疑問や意見を述べ、闊達な議論を行う適正な事務の遂行に支障を生じるおそれがあるため、本号本文に該当する。

しかし、非開示情報6のうち別表3に示す部分については、会議当日に資料として提供された文書について議事進行を行う旨の発言であり、発言者が特定されたとしても専門委員会の委員の闊達な議論に影響を及ぼすとは言えず、また当該資料の名称については、別に審査請求人に開示されていることから、その他事務の適正な遂行に支障があるとは言えないため、本号本文に該当せず、

開示すべきである。

オ 非開示情報7について

当審査会が見分したところ、非開示情報7は、調査報告の策定過程の報告書案であった。策定過程の報告書案を開示すると、どのような理由で最終版の報告書案に変更されたのかといった様々な不正確な推測をされることが考えられる。審議中の内容を一部開示すると、無用な誤解を生み、最終的な結論である報告書の信頼性を損なうこととなるおそれがあり、この点で実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。

しかし、非開示情報7のうち別表3に示す部分については、報告書の小題を掲げた事項を説明する記載や、学校関係者へ聴取を行うといった当該事務から当然生じることが想定される調査方法を記載した部分であり、専門委員会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。

カ 非開示情報10について

当審査会が見分したところ、非開示情報10は、関係機関の電話番号や内線番号が記載されていた。実施機関に確認したところ公表されていない番号であることが認められた。現に公表されていない番号であり、当該関係機関においても行政運営情報として非開示と判断されている情報でもあるため、実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。

キ 非開示情報11について

当審査会が見分したところ、非開示情報11は、関係機関との具体的な情報共有の内容が記載されていることが認められた。関係機関との情報共有は開示を前提とせずに関係機関から収集しており、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査において関係機関に対して連携・情報共有を求めても十分な協力を得られなくなるなど、調査に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。

しかし、非開示情報11のうち別表3に示す部分については、関係機関との具体的な情報共有内容とは関連せず、これを開示しても今後の同種の調査に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、本号本文に該当せず、開示すべきである。

ク 非開示情報13について

当審査会が見分したところ、非開示情報13は、実施機関の携帯電話の電話番号が記載されていた。実施機関に確認したところ公表されていない番号であることが認められた。実施機関の限られた範囲でのみ使用されるものであり、開示されることで、当該連絡業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるとの実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。

ケ 非開示情報14について

当審査会が見分したところ、非開示情報14は、児童や関係者への所見、指導の具体的な方針や内容が具体的に記載されていることが認められた。開示することで、本人開示請求者以外の者が情報を入手することも考えられ、同様の事案で悩む児童や保護者との関係性に影響を与え、今後の児童等の支援や指導に支障が生じるおそれがあると言える。この点において実施機関の説明は是認できる。したがって、本号本文に該当する。

(4) 条例第22条第5号の該当性について

ア 条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報9について

当審査会が見分したところ、非開示情報9は、弁護士印の印影が記載されていた。弁護士印の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報1について

当審査会が見分したところ、非開示情報1は、本人開示請求者以外の面談者・電話相手を示す情報や面談者の質疑等の発言内容及び実施機関からの回答等、実施機関へ文書を提出した者を特定する情報が記載されているが、関係児童の氏名及びその保護者や代理人弁護士との面談であることは開示されていることが認められた。開示された氏名から非開示部分に関する特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

ウ 非開示情報3について

当審査会が見分したところ、非開示情報3は、法定代理人からの聞き取り内容等が記載されていた。本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

エ 非開示情報5について

- (ア) 本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。
- (イ) 当審査会が見分したところ、非開示情報5は、関係機関の職員の職名及び氏名が記載されていた。このうち職員の職名については、公務員の職に関する情報であるため同号ただし書ウに該当し、非開示情報5のうち別表3に示す部分について開示すべきである。その余の部分は、本号ただし書ウに該当しない。

オ 非開示情報8について

当審査会が見分したところ、非開示情報8は、弁護士の氏名や住所、電話番号、Fax番号等の弁護士を特定する情報が記載されていた。開示されることで弁護士が特定され、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

カ 非開示情報12について

当審査会が見分したところ、非開示情報12は、本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報である。開示されることで本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

(6) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号、第5号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報1-1	(資料57) 関係児童側スケジュール説明1 (特定年月日1)
個人情報1-2	(資料58) 関係児童側スケジュール説明2 (特定年月日2)
個人情報1-3	(資料64) 関係児童側スケジュール説明5 (特定年月日3)
個人情報1-4	(資料67) 関係児童側資料手交1 (特定年月日4)
個人情報1-5	(資料68) 関係児童側資料手交2 (特定年月日4)
個人情報2-1	(資料59) 関係児童側スケジュール説明3 (特定年月日2)
個人情報2-2	(資料63) 関係児童側スケジュール説明4 (特定年月日5)
個人情報2-3	(資料65) 当該児童側との面談メモ (特定年月日6)
個人情報2-4	(資料69) 関係児童側資料手交3 (特定年月日7)
個人情報2-5	(資料70) 関係児童側資料手交4 (特定年月日8)
個人情報3	(資料5) 経過表 (当該児童・学校・学校教育事務所の対応)
個人情報4	(資料17) 当該学級児童へのアンケート※一部
個人情報5	(資料19) 校長メモ
個人情報6	(資料20) 副校長メモ
個人情報7	(資料21) 専任教諭メモ
個人情報8	(資料22) 担任メモ
個人情報9	(資料29) 事務所時系列記録
個人情報10	(資料32) 申入書の内容についての見解
個人情報11-1	(資料41) 当該児童保護者(母親)への聞き取りについて(逐語録)
個人情報11-2	(資料42) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録)校長
個人情報11-3	(資料43) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録)副校長
個人情報11-4	(資料44) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録)専任
個人情報11-5	(資料45) 学校関係者への聞き取りについて(逐語録)担任
個人情報11-6	(資料47) 学校教育事務所指導主事室長聞き取り
個人情報11-7	(資料48) 学校教育事務所指導主事聞き取り
個人情報11-8	(資料49) 学校関係者への聞き取り記録(拠点校指導教員)

個人情報12	(資料46) 事案に関する内容等について (回答)
個人情報13	<p>専門委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第5回 専門委員会会議録</li> <li>・平成28年度第6回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第1回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第2回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第3回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第4回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第5回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第6回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第7回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第8回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第9回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第10回 専門委員会会議録</li> <li>・平成29年度第11回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第1回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第2回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第3回 専門委員会会議録</li> <li>・平成30年度第4回 専門委員会会議録</li> </ul>
個人情報14	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日9現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告(答申)案</li> <li>・特定年月日10現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告(答申)案</li> </ul>
個人情報15	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日11現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告(答申)案</li> </ul>
個人情報16	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日12現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について(●小学校)【公表版】(案)</li> </ul>
個人情報17	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日13現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告(答申)案</li> </ul>
個人情報18	<p>報告書、公表版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定年月日14現在 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について(f小学校)【公表版】(案)</li> </ul>
個人情報19	<p>人権教育・児童生徒課起案文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度教人児第1957号 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について(教育委員会議案)</li> </ul>
個人情報20	(資料1) 重大事態の発生について(特定年月日15市長報告資料)
個人情報21	(資料2) 重大事態発生に関する報告書(様式2)(特定年月日16)
個人情報22-1	(資料7) いじめ再調査等の要望書(特定年月日17)

個人情報22-2	(資料9) 確認と問題点に回答を求める文書 (特定年月日18)
個人情報23	(資料8) 教育長あて文書に対する回答 (特定年月日19)
個人情報24-1	(資料10) 嘆願書 (特定年月日20)
個人情報24-2	(資料12) 申し入れ書 (特定年月日21)
個人情報25-1	(資料11) 嘆願書に対する回答 (特定年月日22)
個人情報25-2	(資料13) 申し入れ書に対する回答 (特定年月日23)
個人情報26	(資料24) 当該保護者との面談 議事録 (特定年月日24)
個人情報27	(資料25) 当該児童保護者との面談 議事録 (特定年月日25)
個人情報28	(資料26) 対応メモ (特定年月日26)
個人情報29	(資料55) 重大事態調査報告等資料の説明について (特定年月日27)
個人情報30	(資料56) 重大事態調査報告書案の当該保護者説明について (特定小) (特定年月日28)
個人情報31	(資料34) 意見書、通知書及び回答書
個人情報32	(資料50) 関係児童児童相談所資料
個人情報33-1	(資料6) 申入書
個人情報33-2	(資料39) 確認書
個人情報33-3	(資料51) 意見書
個人情報33-4	(資料71) 所見としての意見書
個人情報34-1	(資料16) 当該児童保護者への説明文書
個人情報34-2	(資料33) 警察から児童相談所への通告内容について
個人情報34-3	(資料37) 転校先での児童の様子 (特定年月日29)
個人情報34-4	(資料38) 警察署等の介入経緯 (特定年月日30)
個人情報35	調査資料一式 ・特定年月日31メモ 学校関係者への聞き取りについて
個人情報36	(資料18) 3学年児童全員へのアンケート※様式参考

別表2 非開示情報

非開示情報	非開示の内容	非開示理由	個人情報
非開示情報1	本人開示請求者以外の非公務員との面談・電話等に関する記録	条例第22条第3号	個人情報1-1から個人情報3まで、個人情報5から個人情報10まで、個人情報19から個人情報21まで及び個人情報28
非開示情報2	児童へのアンケートに記載され	条例第22条第	個人情報4、

	た情報	7号	個人情報9及び個人情報36
非開示情報3	法定代理人の個人情報	条例第22条第3号	個人情報3、個人情報5から個人情報11-1まで、個人情報22-1から個人情報23まで、個人情報26から個人情報27まで、個人情報29から個人情報30まで及び個人情報34-1
非開示情報4	実施機関職員へのヒアリングの記録	条例第22条第7号	個人情報11-2から個人情報11-8まで
非開示情報5	関係機関職員の職名及び氏名	条例第22条第3号	個人情報12
非開示情報6	会議における発言ごとの委員氏名並びに委員及び実施機関の発言	条例第22条第7号	個人情報13
非開示情報7	調査報告の策定過程の報告書案	条例第22条第7号	個人情報14から個人情報18まで
非開示情報8	弁護士を特定する情報	条例第22条第3号	個人情報31及び個人情報32
非開示情報9	弁護士印の印影	条例第22条第5号	個人情報31及び個人情報32

非開示情報10	関係機関の電話番号及び内線番号	条例第22条第7号	個人情報9及び個人情報12
非開示情報11	関係機関情報	条例第22条第7号	個人情報3、個人情報7、個人情報9及び個人情報34-2から個人情報34-4まで
非開示情報12	本人開示請求者以外から提出された文書及びその関連文書に記載された情報	条例第22条第3号	個人情報24-1から個人情報25-2まで、個人情報31及び個人情報32
非開示情報13	実施機関の携帯電話の電話番号	条例第22条第7号	個人情報35
非開示情報14	児童及び関係者への所見、指導の具体的な方針・内容	条例第22条第7号	個人情報6、個人情報7及び個人情報9

別表3 非開示情報のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分	個人情報
非開示情報5	1頁目非開示部分1行目1文字目	個人情報12
非開示情報6	平成28年度第6回13頁目非開示部分12行目の全て、13行目1文字目から7文字目まで及び29文字目から行末まで並びに14行目の全て並びに平成29年度第1回18頁目非開示部分3行目1文字目から38文字目まで	個人情報13
非開示情報7	3頁目非開示部分4行目から7行目の全て、4頁目非開示部分3行目から7行目まで全て並びに14行目及び15行目の全て、8頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、14頁目非開示部分1	個人情報14

	行目及び2行目の全て、20頁目非開示部分18行目の全て、28頁目非開示部分5行目から8行目までの全て、29頁目非開示部分1行目から5行目までの全て及び15行目及び16行目の全て、33頁目非開示部分12行目及び13行目の全て、38頁目非開示部分13行目及び14行目の全て並びに43頁目非開示部分1行目の全て	
非開示情報7	13頁目非開示部分1行目及び2行目の全て、18頁目非開示部分1行目及び2行目の全て並びに26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報15
非開示情報7	26頁目非開示部分1行目の全て	個人情報17
非開示情報11	非開示部分1行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、5行目1文字目、12文字目から16文字目まで及び34文字目から行末まで、8行目1文字目、14文字目から27文字目まで並びに45文字目及び46文字目並びに9行目の全て	個人情報34-2
非開示情報11	非開示部分14行目1文字目から6文字目まで及び19文字目から行末まで、15行目の全て並びに31行目1文字目から35文字目まで	個人情報34-4

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年3月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年4月15日 (第246回第三部会) 平成31年4月16日 (第326回第一部会) 平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・諮問の報告
平成31年4月26日	・審査請求人から意見書を受理
令和2年9月17日 (第261回第三部会)	・審議
令和2年10月15日 (第262回第三部会)	・審議
令和2年11月19日 (第263回第三部会)	・審議
令和2年12月17日 (第264回第三部会)	・審議
令和3年2月18日 (第266回第三部会)	・審議
令和3年3月18日 (第267回第三部会)	・審議
令和3年5月20日 (第269回第三部会)	・審議
令和3年6月17日 (第270回第三部会)	・審議
令和3年7月15日 (第271回第三部会)	・審議
令和3年8月19日 (第272回第三部会)	・審議
令和3年9月16日 (第273回第三部会)	・審議
令和3年10月11日 (第274回第三部会)	・審議
令和3年11月15日 (第275回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和3年12月6日 (第276回第三部会)	・審議

令和4年1月20日 (第277回第三部会)	・審議
令和4年5月19日 (第281回第三部会)	・審議
令和4年6月16日 (第282回第三部会)	・審議
令和4年7月21日 (第283回第三部会)	・審議